

令和8年度 鷺沼駅周辺まちづくり調査検討業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度 鷺沼駅周辺まちづくり調査検討業務委託

2 業務目的

鷺沼駅前においては、再開発事業により、交通結節機能の強化や商業・業務・文化・住宅など多様な都市機能の集積を進めており、駅周辺では、再開発と一体的な駅舎改良工事により、駅まち一体の都市空間創出を図るとともに、新たに大学キャンパス開設により、若い世代のまちへの流入が促進される場所である。

本業務は、こうしたまちづくりの動きと駅周辺の「にぎわい・まなび・いこい」に関する既存の地域資源が相乗効果を生み出しながら、エリア価値のより一層の向上を図ることを目的に、地域資源や先進事例を調査、整理するとともに、既存の取組を補完し、さらなる相乗効果を生み出すために必要となる取組の方向性やアイデア等を検討するものである。

3 履行場所

川崎市内

4 期間

令和8年4月1日から令和8年12月28日まで

5 業務内容

(1) 既存の地域資源等の調査

「にぎわい」「まなび」「いこい」などのテーマ別に、既存の地域資源（過去に存在したものを含む）や現在進行中の事業等により創出される新たな地域資源をそれぞれ調査し、整理する。

(2) 地域資源を踏まえた公共空間等の利活用事例の収集・整理

地域資源を踏まえた駅や街路などの公共空間の利活用等により、まちの顔やストーリーづくりに貢献している先進事例を収集し、整理する。

(3) 駅周辺活性化に向けた導入機能の検討等

地域資源や現在進行中の事業との連携を補完し、駅周辺の活性化を効果的に図るための課題を整理するとともに導入機能をテーマ別に検討する。

(4) 公共空間の活用などの機能導入手法の検討

機能導入に必要な空間や設備等を検討するとともに、駅周辺の公共空間等の活用やリノベーションまちづくりなどの手法等を用い、機能導入するためのアイデアを検討する。（3～4パターン程度）

(5) まちの将来像に関するイメージイラスト作成等

駅周辺での機能導入や現在進行中の事業等により、まちの中心となる駅周辺から「にぎわい」「まなび」「いこい」がまちに広がっていく様子をイメージイラスト等によりビジュアル化するとともに、まちの将来像やまちづくりの方向性に関するキ

ワードを整理する。

(6) 工事中の公共空間等の利活用の検討

工事中だからこそできるまちの活気や新たな価値の創出に向けて、駅舎内や駅前の限られたスペースや工事に伴い変化する余白等を利活用するアイデアを検討するとともに、段階的に利活用を進めていくプログラムを作成する。

(7) 次世代への周知啓発手法の検討

長期に渡る再開発事業等に関して、まちの将来を担うこども達の期待感やまちづくりへの参加意欲の醸成に向けて、わかりやすい情報発信や実践的な関与を促すアイデアを検討し、発信する情報の構成案やイベントの企画案を作成する。

(8) 報告書の作成

報告書は、紙で1部及びCD-R等（電子データ）で電子納品特記仕様書（委託）に基づき2部提出すること。

ア 各種検討資料

イ 報告書

6 打合せ等

本業務に係る打合せ協議は、下記を標準として実施する。中間打合せの日程は、監督員との協議によるものとするが、進捗状況報告等の確認は適宜行う。また、打合せ後にはその都度議事録を作成し、監督員に提出し確認を得ること。また、監督員より提出を指示された書類は、遅滞なく提出すること。

(1) 業務着手時

(2) 中間打合せ5回程度

(3) 成果物納入時

7 貸与資料

受託者は、貸与された資料を、許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却すること。

8 その他

(1) 受託者は契約締結後速やかに本市監督員と十分な打合せを行い、業務着手届、業務委託代理人・技術者届、工程表並びに実施計画書を提出すること。

(2) 本業務に必要な資材・機材及び消耗品は、受託者において準備するものとする。

(3) 受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を川崎市の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(4) 本業務で得られた成果品は全て川崎市の所有とし、許可なしに他に公表、貸与、使用をしてはならない。

【履行場所】

